

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・海岸保全区域の指定及び廃止（3件）	漁 港 漁 場 課
◎ 公 告	
・測量の終了	建 設 企 画 課
・開発行為に関する工事完了	建 築 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第518号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。
関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。
なお、橘湾沿岸富津漁港海岸富津地区海岸大浜地先海岸、殿川地先海岸、東小浦地先海岸、西小浦地先海岸、小浜地区海岸弁天地先海岸及び木津漁港海岸木津地区海岸木津地先海岸に係る海岸保全区域（昭和34年長崎県告示第220号）は、廃止する。

令和6年10月8日

長崎県知事 大石 賢吾

海 岸 の 名 称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
橘湾	富津	富津	大浜	次のア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点、ア点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 ア点 北緯32度45分16秒6976 東経130度12分26秒8014 イ点 北緯32度45分15秒5914 東経130度12分22秒7586 ウ点 北緯32度45分19秒1126 東経130度12分16秒9705 エ点 北緯32度45分21秒7179 東経130度12分18秒4683 オ点 北緯32度45分22秒0273 東経130度12分19秒6280 カ点 北緯32度45分20秒8518 東経130度12分23秒4132
橘湾	富津	富津	殿川	次のキ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、キ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 キ点 北緯32度45分27秒5386 東経130度12分06秒6091 ク点 北緯32度45分25秒0810 東経130度12分06秒0852 ケ点 北緯32度45分24秒2679 東経130度12分01秒2746

橘湾	富津	富津	東小浦	<p>コ点 北緯32度45分26秒8282 東経130度12分01秒0707 サ点 北緯32度45分27秒9257 東経130度12分02秒9435 シ点 北緯32度45分28秒1551 東経130度12分05秒5778</p> <p>次のス点、セ点、ソ点、タ点、チ点、ス点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ス点 北緯32度45分25秒9220 東経130度11分57秒0372 セ点 北緯32度45分23秒6672 東経130度11分58秒4125 ソ点 北緯32度45分22秒9398 東経130度11分56秒1151 タ点 北緯32度45分24秒1430 東経130度11分54秒6385 チ点 北緯32度45分25秒3070 東経130度11分55秒3309</p>
橘湾	富津	富津	西小浦	<p>次のツ点、テ点、ト点、ナ点、ソ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ツ点 北緯32度45分19秒4005 東経130度11分52秒9535 テ点 北緯32度45分16秒3120 東経130度11分53秒6400 ト点 北緯32度45分16秒3334 東経130度11分51秒1430 ナ点 北緯32度45分19秒6914 東経130度11分51秒0261</p>
橘湾	富津	富津	弁天	<p>次のニ点、ヌ点、ネ点、ノ点、ニ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ニ点 北緯32度45分15秒2062 東経130度11分54秒6603 ヌ点 北緯32度45分14秒3735 東経130度11分54秒7383 ネ点 北緯32度45分13秒4326 東経130度11分49秒6826 ノ点 北緯32度45分15秒3010 東経130度11分50秒8871</p>
橘湾	富津	木津	木津	<p>次のア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点、キ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、ス点、セ点、ア点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ア点 北緯32度45分54秒6302 東経130度11分10秒5934 イ点 北緯32度45分55秒7876 東経130度11分14秒1832 ウ点 北緯32度45分53秒4631 東経130度11分15秒4853 エ点 北緯32度45分54秒3842 東経130度11分17秒2303 オ点 北緯32度45分57秒8827 東経130度11分19秒7155 カ点 北緯32度46分01秒8945 東経130度11分20秒0963 キ点 北緯32度46分02秒2934 東経130度11分23秒5056 ク点 北緯32度45分59秒5882 東経130度11分24秒3481 ケ点 北緯32度45分59秒1543 東経130度11分24秒0045 コ点 北緯32度45分52秒4209 東経130度11分19秒0409 サ点 北緯32度45分50秒9250 東経130度11分16秒9352 シ点 北緯32度45分51秒3447 東経130度11分17秒0404 ス点 北緯32度45分51秒2059 東経130度11分13秒6067 セ点 北緯32度45分51秒9560 東経130度11分12秒0418</p>

長崎県告示第519号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、橘湾沿岸木指漁港海岸金浜地区海岸長戸地先海岸、金浜地先海岸、木指地区海岸木指地先海岸に係る海岸保全区域（昭和43年長崎県告示第469号）及び飛子漁港海岸飛子地区海岸飛子地先海岸に係る海岸保全区域（平成3年長崎県告示第686号）は、廃止する。

令和6年10月8日

長崎県知事 大石 賢吾

海岸の名称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
橘湾	木指	金浜	長戸	<p>次のア点、イ点、ウ点、エ点、ア点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ア点 北緯32度42分25秒1548 東経130度11分07秒1245 イ点 北緯32度42分22秒9037 東経130度10分57秒8016 ウ点 北緯32度42分25秒4199 東経130度10分54秒3078 エ点 北緯32度42分25秒1548 東経130度11分06秒7019</p>
橘湾	木指	金浜	金浜	<p>次のオ点、カ点、キ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、シ点、ス点、セ点、ソ点、タ点、チ点、ツ点、オ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>オ点 北緯32度42分58秒6007 東経130度11分36秒7958 カ点 北緯32度42分57秒8982 東経130度11分31秒2049 キ点 北緯32度42分54秒5199 東経130度11分25秒1524 ク点 北緯32度42分45秒9749 東経130度11分18秒8613 ケ点 北緯32度42分39秒6307 東経130度11分18秒1899 コ点 北緯32度42分33秒2840 東経130度11分13秒6577 サ点 北緯32度42分27秒7970 東経130度11分11秒0007 シ点 北緯32度42分29秒0121 東経130度11分07秒1928 ス点 北緯32度42分36秒4921 東経130度11分08秒3462 セ点 北緯32度42分43秒1769 東経130度11分14秒2425 ソ点 北緯32度42分48秒6976 東経130度11分14秒5568 タ点 北緯32度42分57秒0811 東経130度11分21秒1170 チ点 北緯32度43分00秒4477 東経130度11分26秒6656 ツ点 北緯32度43分02秒4554 東経130度11分38秒8284</p>
橘湾	木指	木指	木指	<p>次のテ点、ト点、ナ点、ニ点、テ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>テ点 北緯32度43分03秒1623 東経130度11分55秒1730 ト点 北緯32度42分59秒2342 東経130度11分44秒1075 ナ点 北緯32度43分03秒4563 東経130度11分43秒5218 ニ点 北緯32度43分04秒9242 東経130度11分55秒1731</p>
橘湾	木指	飛子	飛子	<p>次のア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点、キ点、ア点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ア点 北緯32度41分34秒7875 東経130度10分18秒1188 イ点 北緯32度41分37秒8922 東経130度10分13秒0823 ウ点 北緯32度41分45秒3479 東経130度10分08秒9857 エ点 北緯32度41分51秒6131 東経130度10分02秒2912 オ点 北緯32度41分51秒7257 東経130度10分07秒6098 カ点 北緯32度41分47秒3493 東経130度10分13秒0722 キ点 北緯32度41分40秒2058 東経130度10分16秒8797</p>

長崎県告示第520号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、橘湾沿岸京泊（南串山）漁港海岸国崎地区海岸国崎地先海岸、倉越地区海岸倉越地先海岸、白頭（A）地区海岸白頭（A）地先海岸、白頭（B）地区海岸白頭（B）地先海岸に係る海岸保全区域（平成7年長崎県告示第630号）及び赤間漁港海岸塚ノ山地区海岸塚ノ山地先海岸に係る海岸保全区域（平成27年長崎県告示第505号）は、廃止する。

令和6年10月8日

長崎県知事 大石 賢吾

海岸の名称				指 定 区 域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	地先海岸名	
橘湾	京泊（南串山）	国崎	国崎	次のシ点、ス点、セ点、ソ点、タ点、チ点、ツ点、テ点、ト点、ナ点、シ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 シ点 北緯32度41分13秒3875 東経130度07分38秒3208 ス点 北緯32度41分14秒6981 東経130度07分39秒4531 セ点 北緯32度41分12秒8907 東経130度07分42秒3488 ソ点 北緯32度41分12秒0262 東経130度07分49秒4732 タ点 北緯32度41分10秒1105 東経130度07分52秒6385 チ点 北緯32度41分06秒3583 東経130度07分55秒2762 ツ点 北緯32度41分05秒9150 東経130度07分53秒4297 テ点 北緯32度41分09秒1034 東経130度07分51秒1331 ト点 北緯32度41分10秒4215 東経130度07分49秒1845 ナ点 北緯32度41分11秒3983 東経130度07分41秒5941
橘湾	京泊（南串山）	倉越	倉越	次のニ点、ヌ点、ネ点、ノ点、ハ点、ヒ点、ニ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 ニ点 北緯32度40分54秒1404 東経130度08分49秒2583 ヌ点 北緯32度40分56秒0798 東経130度08分49秒0441 ネ点 北緯32度40分57秒1163 東経130度08分57秒6587 ノ点 北緯32度40分57秒9695 東経130度09分08秒5137 ハ点 北緯32度40分56秒3510 東経130度09分08秒6587 ヒ点 北緯32度40分55秒0098 東経130度08分57秒8339
橘湾	京泊（南串山）	白頭（A）	白頭（A）	次のフ点、ヘ点、ホ点、マ点、ミ点、ム点、フ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 フ点 北緯32度41分20秒5569 東経130度09分34秒3040 ヘ点 北緯32度41分20秒9621 東経130度09分30秒4950 ホ点 北緯32度41分26秒8743 東経130度09分32秒5435 マ点 北緯32度41分31秒2129 東経130度09分31秒1085 ミ点 北緯32度41分32秒6841 東経130度09分34秒9565 ム点 北緯32度41分26秒7080 東経130度09分36秒7619
橘湾	京泊（南串山）	白頭（B）	白頭（B）	次のメ点、モ点、ヤ点、ユ点、ヨ点、ラ点、リ点、メ点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域 メ点 北緯32度41分31秒0327 東経130度09分41秒6971 モ点 北緯32度41分33秒9827 東経130度09分43秒2995 ヤ点 北緯32度41分33秒0951 東経130度09分45秒8710 ユ点 北緯32度41分35秒1410 東経130度09分46秒9241 ヨ点 北緯32度41分34秒2640 東経130度09分50秒6206 ラ点 北緯32度41分30秒3448 東経130度09分48秒8479

橘湾	京泊（南串山）	塚ノ山	塚ノ山	<p>り点 北緯32度41分29秒8685 東経130度09分46秒2942</p> <p>次のア点、イ点、ウ点、エ点、オ点、カ点、キ点、ク点、ケ点、コ点、サ点、ア点の各点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>ア点 北緯32度40分34秒9870 東経130度07分54秒4341 イ点 北緯32度40分36秒1101 東経130度07分53秒0484 ウ点 北緯32度40分37秒8910 東経130度07分55秒0459 エ点 北緯32度40分40秒0633 東経130度07分56秒5574 オ点 北緯32度40分50秒5278 東経130度07分48秒4829 カ点 北緯32度40分51秒5351 東経130度07分50秒2361 キ点 北緯32度40分51秒9172 東経130度07分51秒7124 ク点 北緯32度40分52秒6301 東経130度07分53秒4367 ケ点 北緯32度40分48秒7813 東経130度07分57秒1579 コ点 北緯32度40分42秒1840 東経130度08分00秒1508 サ点 北緯32度40分36秒7748 東経130度07分56秒4393</p>
----	---------	-----	-----	---

公 告

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年10月8日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県西海市西彼町平山郷～白似田郷	令和6年9月25日

開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和6年10月8日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和6年2月6日 長崎県指令R5建第601号	長崎県対馬市美津島町雑知字濱田原下モヒナタ甲1304番22の一部（1工区、2工区）	長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市長 比田勝 尚喜

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校講義棟教室什器備品一式（その2）

(2) 調達物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年3月24日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校講義棟

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和6年10月1日現在で有している者であること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。

(5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資格審査申請書、誓約書、委任状（該当する場合のみ）、印鑑届、口座振替申込書に長崎県の資格審査結果通知書（写）を添え、4の部局へ提出すること。

② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。

・誓約書

・委任状

・営業概要書

・法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

・個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

- ・ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ・ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ・ 印鑑届（様式第2号）
- ・ 口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限
4の部局とする。

（提出期限）令和6年10月29日17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県立大学佐世保校総務課建設整備グループ

（電話）0956-59-6778

- 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

- 6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和6年10月18日17時00分までの間（大学の休日を除く）

（場所）4の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（180円）を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

- 7 同等品承認願の提出場所及び期限

（提出場所）4の部局とする。

（提出期限）令和6年10月21日17時00分

- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学佐世保校図書館1階ラーニングcommons

（期日）令和6年11月7日 14時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

- 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

- (2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年10月8日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学佐世保校講義棟教室什器備品一式（その3）
- (2) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (3) 納入期限
令和7年3月24日
- (4) 納入場所
長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校講義棟
- (5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) ア又はイに該当する者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和6年10月1日現在で有している者であること。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の前日において、本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内におく中小企業者であること。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）は、この公告の日から4に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

- ① 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有している者は競争入札参加資格審査申請書、誓約書、委任状（該当する場合のみ）、印鑑届、口座振替申込書に長崎県の資格審査結果通知書（写）を添え、4の部局へ提出すること。
- ② 申請者のうち、2の(3)のアの資格を有していない者は、競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添え、4の部局へ提出すること。
 - ・誓約書
 - ・委任状
 - ・営業概要書
 - ・法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - ・個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ・県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ・消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - ・印鑑届（様式第2号）
 - ・口座振替申込書（様式第3号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格提出日より3月以内に発行されたものに限る。

審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先、提出期限

4の部局とする。

(提出期限) 令和6年10月29日17時00分

- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123
(名称) 長崎県立大学佐世保校総務課建設整備グループ
(電話) 0956-59-6778
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付期間及び場所
(期間) この公告の日から令和6年10月18日17時00分までの間(大学の休日を除く)
(場所) 4の部局とする。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手(180円)を同封のうえ、4の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)
(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 同等品承認願の提出場所及び期限
(提出場所) 4の部局とする。
(提出期限) 令和6年10月21日17時00分
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札・開札の場所及び期日等
(場所) 長崎県立大学佐世保校図書館1階ラーニングコモンズ
(期日) 令和6年11月7日 14時20分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局を確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明

らかである者が入札したとき。

- (9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト